

京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市教育委員会
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第18号

京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(期末手当及び勤勉手当を支給しない会計年度任用教職員)

第14条 教職員条例第37条の2第17項に規定する別に定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表第1(3)の項に掲げる者
- (2) 1週平均の正規の勤務時間数が15時間30分に満たない者
- (3) 任期(前2号に掲げる者である期間を除き、採用の日の前日に会計年度任用教職員、会計年度任用教職員以外の職員その他の別に定める者であった者にあつては、当該別に定める者であった期間を含む。)が6月未満の者

第20条第3項中「期末手当」の右に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)